

配偶者・介護への配慮から出産・育児・介護への配慮に転換

—日本年金学会が「女性と年金」をテーマにシンポジウム—

日本年金学会(代表幹事=山口修氏)は11月26日午後、都内で「女性と年金～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～」をテーマにシンポジウムを開催した。お茶の水女子大学教授の永瀬伸子氏が「女性と年金の問題」、熊本大学准教授の倉田賀世氏が「法学からみた3号被保険者問題」、成蹊大学教授の丸山桂氏が「海外における女性への年金上の配慮について」、東京工業大学客員教授の稻垣誠一氏が「女性と年金のマイクロシミュレーション」、(株)みずほ年金研究所研究理事の小野正昭氏が「年金数理人から見た第3号被保険者問題」について報告し、早稲田大学教授の牛丸聰氏を司会にパネルディスカッションを行った。

第3号被保険者を巡っては、「女性を非正規に定着させてしまう制度の在り方が問題」、「離別・未婚女性の低年金の原因になる」等の指摘があった。また、出産・育児・介護について、年金制度での何らかの配慮が必要ということで意見が一致した。5氏の報告を探る(文責在誌)。

就業調整が3号の課題

シンポジウムの冒頭あいさつした日本年金学会代表幹事の山口修氏は、「働く女性の増加や生涯独身女性、離婚女性の増加といった背景のなかで女性の貧困が広く認識されるようになつてきたが、このような社会変化に現行の公的年金の仕組みが十分対応できているかが問題である」と指摘した。また、「女性が活躍し、不安のない老後生活を営もうと、年金制度の側から出産・育児への配慮をいかに組み込むかが問われる」と問題提起した。

その後、お茶の水女子大学教授の永瀬伸子氏、熊本大学准教授の倉田賀世氏、成蹊大学客員教授の稻垣誠一氏、(株)みずほ年金研究所研究理事の小野正昭氏が研究報告を行い(後掲)、早稲田大学教授の牛丸聰氏を司会にパネルディスカッションを行った。

パネルディスカッションでは、「女性活躍」の視点から第3号被保険者制度をどう考えるかについて永瀬氏は、「就業調整が一番の問題であり、第3号制度は女性の非正社員化を定着させてしまう」とのべ、非正規の賃金に目標を定めて正規との格差を縮小させるような労働政策や年金制度が重要と指摘した。

「女性と年金の問題(論点提示)」

お茶の水女子大学教授 永瀬伸子氏(発言要旨)

家族や雇用形態が変化



永瀬伸子氏

本でも加入期間要件や収入要件を低くして適用拡大を進めることも一つの選択肢になるのではないか」と提案した。

出産・育児・介護への配慮について倉田氏は、「育児や介護を考慮することは賛成だが、政策判断だけで導入するのではなく、

ドイツのように司法判断もあつたほうが、国民の納得性は高まるのではないか」と指摘した。

一方、永瀬氏は、「海外でも配偶者への配慮から子育定期への配慮に変わってきた」としつつ、介護については、「フルタイムではなく、少しの時間の介護であれば配慮なしとしているほうが多い。今後も高齢社会を見据えると、介護ボランティアなどで評価するほうがよいのではないか」とのべた。

経済財政諮問会議でも「1兆円の壁」見直しに向かって問題提起が行われ、新たな対策が打ち出された。「女性と年金」は今後とも非常に重要なテーマとなつてくる。

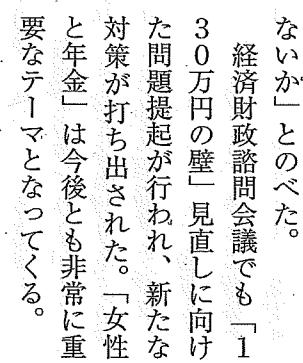
う意見があり、結局、第3号制度は変わらなかつた。

そのときに出でてきいくつかの案として、年金の夫婦分割や3号期間を子どもが幼いうちだけに限定する、3号がいる人といない人で保険料を変えるなど

ではないが、時代の変化のなかで現役女性の年金への加入をどう考えていいか、高齢期の女性の年金配慮をどのように変えていけばよいかといふことである。

老後の年金は手厚いに越したことはないが、時代の変化のなかで現役女性の年金への加入をどう考えていいか、高齢期の女性の年金配慮をどのように変えていけばよいかといふことである。

日本年金学会シンポジウム(11.26)



永瀬伸子
倉田賀世
丸山桂
稻垣誠一
小野正昭

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主婦の就業調整を通じて女性の賃金は低くてもよいということになり、離婚・未婚女性の賃金が低くなる原因となる」と指摘した。丸山氏は、「諸外国の被用者年金は非常にアクセスがしやすい。日



日本年金学会シンポジウム(11.26)

た。小野氏は、「第3号被保険者本人の問題ではなく、事業主の雇用行動を変える方策を考える必要がある」とのべた。

稻垣氏は、「専業主

現在、女性の年金への配慮としてあるのは第3号被保険者制度、遺族年金、離婚分割、育児期間中の保険料免除である。主にサラリーマンの妻に対する配慮が比較的大きく、一方で低賃金単身者や非正規夫婦、母子世帯への年金上の配慮は非常に薄い。生涯シングルの女性が増え、低所得世帯の妻、離別女性、母子世帯も増えているなかで、女性が自分で老後に備えられる仕組みを拡大していく必要があるのではないか。

第3号被保険者制度は1985年の制度改正で創設された。これにより、専業主婦がいる夫婦世帯では改正後も年金水準はほぼ変わらないが、単身や共働き、とくに低賃金の場合に給付水準が下がることになった。当時は単身者もそれほど多くなく、専業主婦に基礎年金が得られるというこの改正は非常に歓迎されるものであったが、現在のように労働力が減少し、寿命が伸びて子ども数が減り、中年期に働く期間が伸びた時代に

長期でみれば、主婦は基礎年金しかもらえないということになると、優秀な主婦たちが103万円未満で働いてくれるので、シングルの非正規労働者が同じような賃金水準で働くを得ない原因にもなる。

遺族年金の見直しを



倉田賀世氏

「法学からみた3号被保険者問題」

熊本大学准教授 倉田賀世氏(発言要旨)

「2号被保険者の年金受給権の一部の法定分割制度である」というように、主に被扶養配偶者の年金受給権の確立という側面に着目した評価がみられる。

一方、経済学的観点では、使用者の報酬比例部分が引き下げられるとともに、厚生年金の定期部分の基礎年金化に伴い3号世帯では給付水準が下がらないが、共働き・単身世帯で給付水準が引き下げられた点に着目し、「この改正は、世帯構成の違いによる格差を広げ、給付と拠出の対価関係を弱める改正であった」とする評価もある。

第3号被保険者制度について多くの課題があげられたが、法律学の見地からみた場合、3号という制度は著しく不合理な制度とは言い難い制度である。むしろ、仮に激変緩和措置をとることなく即完全廃止とした場合、生活保護の母子加算や老齢加算廃止のときと同様の法律上の疑義が呈される可能性すらあると考えている。

3号被保険者制度創設に対する評価として、法学的見地に基づくものとしては「基礎年金の個人単位化である」「あるいは3号自身が拠出を行わないことか

は問題が大きい。現役期について、主婦が保険であれば130万円、税金であれば103万円未満に仕事を調整する誘因になつていて。さらに、企業もそのような働き方であれば保険料を払わなくてすむため、短時間の仕事の募集をして短時間の働き方をする。

長期でみれば、主婦は基礎年金しかもらえないということになると、優秀な主婦たちが103万円未満で働いてくれるので、シングルの非正規労働者が同じような賃金水準で働くを得ない原因にもなる。

個人単位化にも課題

公的年金制度における「世帯単位」と「個人単位」という観点から、3号を含めた公的年金制度における合理性を考えてみたい。世帯単位の制度設計の合理性については、社会保障の学説上、次のような見解が示されている。

そこで、パートの適用拡大でも年金に加入するメリットを引き下げることになる。年金上の育児期の配慮として、最近は育児期の無業は年金改正の流れになっている。日本の場合も、厚生年金における育児休業中の保険料免除はあるが、過半数の女性は出産を機に辞めており、非正規も多い。

女性と年金の課題として、現役世代について、働く者が就業調整をしたくなるような構造をなくすべきである。現状では、就業調整は子が義務教育修了年齢、夫高収入で多い。なぜなら、パート労働者が2号になると、年間20~30万円の社会保険料を負担する。あるところから急に保険料を負担することになるため、就業調整が非常に合理的になってしまいます。

また、第3号への配慮は子育て期間のみとし、再就職者の年金が加算されるような工夫を行う。さらに、遺族年金について、女性の年金権の上に遞減的に遺族年金が乗る形で、低収入者の年金積立の放棄にならないよう仕組みにしてはどうかというものである。

これは一つの試案だが、女性は老後の女性の年金において非常に重要な役割を果たしている。それは、女性の賃金が非常に低いからである。しかし、現在の制度では、自分がパート労働で得た年金よりも夫の遺族年金のほうが多いため、自分の年金権を実質的に放棄するケース

